

議案第 9 3 号

北名古屋市児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

北名古屋市児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市ひまわり西園を移転するため、本条  
例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

北名古屋市児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例（平成 28 年北名古屋市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表北名古屋市ひまわり西園の項中「北名古屋市法成寺蚊帳場 27 番地」を「北名古屋市九之坪辰巳 84 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。